平成２２年（フ）第２１１８号
名古屋市瑞穂区日向町３丁目24番地の17
債務者　渡邊　真彦
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１４号
名古屋市緑区南陵111番地　桶狭間荘１棟305号
債務者　濱岸　直子（旧姓市川・引地）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２２号
神戸市兵庫区大開通10丁目２番23―601号
債務者　谷口　梅子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７４号
神戸市須磨区南落合３丁目10番195―201号
債務者　山中ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８６号
神戸市灘区山田町３丁目２番15号マンション甲陽301号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手１丁目２番12号
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００９号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番15―1201号
債務者　三木　葉子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１４号
神戸市灘区上河原通３丁目３番21号、従前の住所神戸市中央区中島通３丁目４番30号
債務者　辻　　繁美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２７号
神戸市北区道場町道場116番地サンフロール神戸北２―101号、従前の住所神戸市北区上津台３丁目８番15号
債務者　石上　剛史
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３５号
神戸市灘区篠原南町４丁目２番15号篠原中西マンション303号
債務者　勝馬　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０号
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目９番13号
債務者　上田　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市日之出町13番21号　神園アパート102号
債務者　松本　忠雄
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
鹿児島県鹿児島市吉野町2539番地の13
債務者　東　　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
秋田市牛島西３丁目３番34号
債務者　池田　剛太
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６号
長野市桐原１丁目４番24号　パナハイツ宮沢201号室
債務者　閏間　　健
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
長野市桐原１丁目４番24号　パナハイツ宮沢201号室
債務者　閏間　淳子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
長野市青木島町大塚1110番地６
債務者　小林　敬子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
長野県北安曇郡白馬村大字北城11495番地３―４
債務者　西沢　春子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部